別表第１備考10の表SP310の項を次のように改める。

SP310	1　小型容器に収納された試作品又は生産数量が100個以下の単電池若しくは組電池は、危険物輸送に関する国連勧告別冊「試験方法及び判定基準」第Ⅲ部38.3節の各試験要件に適合することを要しない。 2　危険物明細書には「Transport in accordance with special provision 310」であることを記載すること。 3　損傷又は欠陥のある単電池若しくは組電池又は装置に組み込まれた単電池若しくは組電池は、SP376の要件を適用し、IMDGコード4.1.4.1のP908又は4.1.4.3のLP904の規定に適合した容器に収納すること。 4　廃棄又は再利用のために運送される単電池若しくは組電池又は装置に組み込まれた単電池若しくは組電池は、SP377の要件を適用し、IMDGコード4.1.4.1のP908又は4.1.4.3のLP904の規定に適合した容器に収納すること。

別別表第１備考10の表SP312の項中「又は装置」を削る。

別別表第１備考10の表SP361の項１㈠中「平成26年１月１日」を「平成25年12月31日」に改める。

別表第１備考10の表SP363の項を次のように改める。

SP363	1　本品名は、内燃機関又は燃料電池を用いて、危険物に分類される燃料により駆動されるエンジン及び機械（国連番号が3166及び3363の危険物を除く。）に適用する。 2　液体又はガスの燃料が空（燃料が液体の場合にあっては、燃料タンクから燃料が排出され、燃料不足により内燃機関が作動できない状態をいい、燃料が液化ガスの場合にあっては、燃料タンク内の圧力が0.2メガパスカルを超えておらず、燃料が遮断されている又は遮断弁が閉められ封印されている状態をいう。）の状態であって他の危険物を含有しないエンジン及び機械は危険物に該当しない。 3　引火性高圧ガス及び引火性液体の両方を燃料とするエンジン及び機械は、国連番号が3529の危険物に該当する。 4　その機能又は安全な操作のために必要とする燃料以外の危険物を、その危険物に対する他の追加要件を適用することなく、これらの危険物を搭載することができる（別段の定めがあるものを除く。）。 5　危険物に該当するものについては、地方運輸局長が当該危険物の積付け方法等を考慮して差し支えないと認める場合に限り、運送することができる。 6　危険物明細書には「Transport in accordance with special provision 363」であることを記載すること。

別表第１備考10の表SP370の項㈡中「試験により、等級1に入れるには鈍感すぎるものであり」を「試験を実施した場合に、火薬類に該当するものであり」に改める。

別表第１備考10の表SP371の項１中「に限る」を「は国連番号が3164の危険物に該当する」に改める。

別表第１備考10の表SP372の項１㈠中「されていること。」の下に「ただし、平成27年12月31日以前に製造された非対称型キャパシターについては表示することを要しない。」を加える。

別表第１備考10の表SP373の項２㈠中「吸収するのに十分な吸収剤」を「吸収又は吸着するのに十分な吸収剤又は吸着剤」に改める。

別別表第１備考10の表SP373の項４中「使用しないこと」を「の要件は適用しない」に改める。

別別表第１備考10の表SP376の項２中「規定された要件」の下に「（SP230の要件を除く。）」を加え、「さらに、SP230の要件にも従わなければならない。」を削る。

別表第１備考10の表SP376の項３中「METAL BATTERIES」」の下に「（文字が12ミリメートル以上の大きさのものに限る。）」を加える。

別表第１備考10の表SP377の項３中「RECYCLING」」の下に「（文字が12ミリメートル以上の大きさのものに限る。）」を加える。

別表第１備考10の表SP377の項の次に次のように加える。

SP378	次に掲げる要件を満たしている場合にあっては、IMDGコード4.1.4.1のP200の規定に適合しない再充填不可の高圧容器に危険物に該当するガスを収納している放射線検知器であっても、運送することができる。 ⑴　高圧容器の使用圧力が50barを超えないこと。 ⑵　高圧容器の許容容量が12リットルを超えないこと。 ⑶　高圧容器の最小破裂圧力が、使用圧力の4倍以上（圧力安全装置が付きのものにあっては、使用圧力の3倍以上）であること。 ⑷　高圧容器は、破裂した場合に、破片が生じない材料で作られたものであること。 ⑸　放射線検知器は、ISO 9001：2008その他の認証された品質管理プログラムに従い製造されたものであること。 ⑹　放射線検知器は強固な外装容器で運送されること。放射線検知器を容器に収納した状態で、1.2mの高さから落下させた場合に、放射線検知器の破損及び外装容器の破損がないこと。 ⑺　危険物明細書には「Transport in accordance with special provision 378」の記載があること。 上記⑴から⑹までの要件を満たし、かつ、高圧容器の許容容量が50mlを超えないものにあっては、危険物に該当しない。
SP379	次に掲げる要件を満たすアンモニア分配装置又は同装置の一部の容器の中に含まれる固体に吸収されている若しくは吸着されている無水アンモニアは、危険物に該当しない。 ⑴　次の特性を示すこと。 ⓘ　20℃における容器内の圧力が0.6bar以下 ⓘⓘ　35℃における容器内の圧力が1bar以下 ⓘⓘⓘ　85℃における容器内の圧力が12bar以下 ⑵　吸収剤や吸着剤は他の危険性を有しないこと。 ⑶　容器内のアンモニアの最大量が10kgであること。 ⑷　収納する容器が次のいずれにも該当すること。 ⓘ　ISO 11114-11：2012に規定するアンモニアに適した素材で造られたもの ⓘⓘ　容器及びその閉鎖具は機密に密閉され、発生するアンモニアを封じ込めることができるもの ⓘⓘⓘ　85℃において発生する圧力に耐えることができるものであって、体積膨張率が0.1％以下のもの ⓘⓥ　15barの圧力を超えた際に、ガスを排出させることができる装置が備えられているもの ⓥ　圧力安全装置が作動しない場合、漏洩が無い状態で20barの圧力に耐えることができるもの 上記の要件を確認することができる、危険物が収納されている容器及び装置の強度に関する試験結果を示す書類が添付されていること。当該書類は、船積地を管轄する地方運輸局長の求めに応じ提供されなければならない。
SP380	引火性液体類及び引火性高圧ガスを燃料とする自動車の品名は「自動車（引火性高圧ガスを燃料とするもの）」とすること。